

議案第60号

紫波町スポーツ施設条例の一部を改正する条例

紫波町スポーツ施設条例（平成15年紫波町条例第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分又は太線で囲まれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

現 行	改 正 後														
<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 スポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>紫波町多目的スポーツ施設</td> <td>紫波町紫波中央駅前二丁目1番地1</td> </tr> </tbody> </table> <p>（使用の許可）</p> <p>第8条 スポーツ施設を使用しようとする者は、教育委員会（指定管理者が第4条第1項第1号の許可に係る業務を行う場合は、指定管理者。次項及び第3項並びに第10条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 略</p> <p>（使用の許可の取消し等）</p> <p>第10条 教育委員会は、次の各号のいずれか</p>	名称	位置	略	略	紫波町多目的スポーツ施設	紫波町紫波中央駅前二丁目1番地1	<p>（名称及び位置）</p> <p>第2条 スポーツ施設の名称及び位置は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="margin-left: 40px;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">名称</th> <th style="text-align: center;">位置</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td style="text-align: center;">略</td> </tr> <tr> <td>紫波町多目的スポーツ施設</td> <td>紫波町紫波中央駅前二丁目1番地1</td> </tr> <tr style="border: 2px solid black;"> <td>紫波町スポーツ交流施設</td> <td>紫波町桜町字下川原 100番地</td> </tr> </tbody> </table> <p>（使用の許可）</p> <p>第8条 スポーツ施設を使用しようとする者は、教育委員会（指定管理者が第4条第1項第1号の許可に係る業務を行う場合は、指定管理者。次項及び第4項並びに第10条において同じ。）の許可を受けなければならない。許可を受けた事項を変更しようとするときも、同様とする。</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>スポーツ施設のうち、次の各号に掲げる施設の使用は、それぞれ当該各号に定める個人又は団体に限る。</u></p> <p><u>(1) 総合体育館及びスポーツ交流施設のトレーニング室並びに総合体育館の高齢者体育室及び幼児体育室 個人</u></p> <p><u>(2) スポーツ交流施設のクラブハウス（スポーツ交流施設のうち会議室、トレーニング室及び共用部分を除いた部分をいう。以下同じ。） スポーツ交流施設を常態的に使用し、かつ、町のスポーツの振興に資する団体</u></p> <p>4 略</p> <p>（使用の許可の取消し等）</p> <p>第10条 教育委員会は、次の各号のいずれか</p>	名称	位置	略	略	紫波町多目的スポーツ施設	紫波町紫波中央駅前二丁目1番地1	紫波町スポーツ交流施設	紫波町桜町字下川原 100番地
名称	位置														
略	略														
紫波町多目的スポーツ施設	紫波町紫波中央駅前二丁目1番地1														
名称	位置														
略	略														
紫波町多目的スポーツ施設	紫波町紫波中央駅前二丁目1番地1														
紫波町スポーツ交流施設	紫波町桜町字下川原 100番地														

に該当する場合は、第8条第1項の許可を取り消し、当該許可の内容を変更し、その効力を停止し、同条第3項の条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は行為の中止若しくはスポーツ施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 略
 (2) 第8条第3項の条件に違反したとき
 。
 (3)～(5) 略

別表（第11条関係）

1 普通使用料

区分				使用料（1時間までごとに）		
				全面	半面	
略	略	略	略	略	略	
			略	略	略	
		略	略	略	略	
			略	略	略	
	略	略		略	略	
		略		略	略	
	略			略		
	略			略		
	多目的スポーツ施設	多目的グラウンド	入場料等を徴収しない場合	児童・生徒	1,040円	520円
				一般	2,090円	1,040円
入場料等を徴収する場合			児童・生徒	2,610円	1,310円	
			一般	5,230円	2,610円	
軽運動室		児童・生徒	410円			

に該当する場合は、第8条第1項の許可を取り消し、当該許可の内容を変更し、その効力を停止し、同条第4項の条件を変更し、若しくは新たに条件を付し、又は行為の中止若しくはスポーツ施設からの退去を命ずることができる。

- (1) 略
 (2) 第8条第4項の条件に違反したとき
 。
 (3)～(5) 略

別表（第11条関係）

1 普通使用料

(1) 1時間当たりの普通使用料

区分				使用料（1時間までごとに）		
				全面	半面	
略	略	略	略	略	略	
			略	略	略	
		略	略	略	略	
			略	略	略	
	略	略		略	略	
		略		略	略	
	略			略		
	略			略		
	多目的スポーツ施設	多目的グラウンド	入場料等を徴収しない場合	児童・生徒	1,040円	520円
				一般	2,090円	1,040円
入場料等を徴収する場合			児童・生徒	2,610円	1,310円	
			一般	5,230円	2,610円	
軽運動室		児童・生徒	410円			

	一般	830円
--	----	------

	一般	830円
スポーツ交流施設	会議室	440円

(2) 2時間当たりの普通使用料

区分			使用料（2時間までごとに）
総合体育館	高齢者体育室		50円
	幼児体育室		50円
	トレーニング室	中学生及び高校生	50円
一般		110円	
スポーツ交流施設	トレーニング室	高校生	160円
		一般	330円

(3) 1月当たりの普通使用料

区分			使用料（1月までごとに）
スポーツ交流施設	トレーニング室	高校生	1,300円
		一般	2,600円
	クラブハウス		1団体につき 365,000円

(4) 1年当たりの普通使用料

区分			使用料（1年までごとに）
スポーツ交流施設	トレーニング室	高校生	9,400円
		一般	18,800円

注1及び2 略

注1及び2 略

<p><u>3 総合体育館トレーニング室の個人使用については、2時間までごとに小学校児童、中学校生徒及び高等学校生徒は50円、一般は110円とし、高齢者体育室及び幼児体育室の個人使用については、2時間までごとに50円とする。</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p><u>5 略</u></p> <p>2 特別使用料</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 町外居住者の使用料 町外（矢巾町を除く。以下同じ。）に居住する者（法人又は団体にあつては、事務所の所在地が町外である者）が使用する場合には、普通使用料の2倍に相当する額を別に徴収する。</p> <p>備考 略</p>	<p><u>3 略</u></p> <p><u>4 略</u></p> <p>2 特別使用料</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 町外居住者の使用料 町外（矢巾町を除く。以下同じ。）に居住する者（法人又は団体にあつては、事務所の所在地が町外である者）が使用する場合には、普通使用料の2倍に相当する額を別に徴収する。<u>ただし、総合体育館及びスポーツ交流施設のトレーニング室並びにスポーツ交流施設のクラブハウスを除く。</u></p> <p>備考 略</p>
---	--

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

令和6年12月2日提出

紫波町長 熊 谷 泉

理由

紫波町スポーツ施設に紫波町スポーツ交流施設を加え、及び当該施設の使用料に関し必要な事項を定めるとともに、併せて所要の整備をしようとするものである。これが、この条例案を提出する理由である。